

様々な課題・困難を抱える女性への支援事業【京都府南丹市】

個別事業費	2,705 千円
交付金額	1,352 千円

地域の実情と課題

令和5年実施の市民意識調査において、相談体制の充実が必要とする女性の回答が、50%を超えるものであった。

既に月2回予約制で開設をしているフェミニストカウンセリングに加え、常設の女性相談開設の必要性があった。

事業の特徴

いつでも気軽に相談できる常設女性相談窓口を創設し、様々な課題・困難を抱える女性への支援を行った。

- ・女性問題アドバイザー(女性相談員)を新規2名を配置し、市役所開庁日は対応できる体制を整えた。
- ・就労、家庭、子育て等様々な課題について相談をうけ、必要であれば他機関につないだ。

事業の効果

様々な課題・困難を抱える女性が気軽に相談できる窓口として開庁日全日を女性相談を受け付けることが可能となった。女性相談員を軸として、本市関係各課(特に生活困窮担当課の福祉相談課と子育てや虐待対応をすることも家庭課)との連携や、関係機関への連携により課題解決等への体制基盤ができた。

目的・目標

南丹市内において常設の相談機関を新たに開設し、様々な課題や困難を抱える女性が相談しやすい環境を整え、支援を実施することを目的とする。

	目標・KPI	目標	実績	達成率
事業目標	相談窓口への相談件数	40件 (アウトカム)	37件 (令和8年 3月時点)	92.5 %
事業KPI	女性相談員を新規に配置し体制を整える	1人 (アウトプット)	2人	200%

連携団体

南丹市女性ネットワーク、NPO法人グローアップ、京都府家庭支援総合センター、京都府男女共同参画センター、(株)ウイメンズカウンセリング京都

今後の課題

常設女性相談に加え、既設のフェミニストカウンセリングの広報も同時に行った。常設相談への電話・来庁相談から担当課への連携という点で実績を作ることができた。一方で、常設相談以上にフェミニストカウンセリング希望の定着がうかがえた。今後は相談員の資質向が重要なポイントになると考えられた。また、若年層に向けた広報の方法に課題が残った。

事業の概要

南丹市様々な課題・困難を抱える女性への支援事業

様々な課題・困難を抱える女性への支援として、常設の「女性相談」を設置した。
女性相談員を新規2名を配置し、市役所開庁日は対応できる体制を整えた。
様々な課題・困難を抱える女性に「女性相談事業」が届くよう生理用品の配布時にチラシ・カードを同封した。

常設女性相談

市役所開庁日に実施（9：00～16：30） 様々な課題を抱える女性を対象に実施

既に開設している「フェミニストカウンセリング（2日/月）」に加えて開設
目標相談件数：40件、実績相談件数：37件

南丹市女性ネットワーク、NPO法人グ
ローアップの事業開催時に生理用品の配
布等を実施。

相談内容によっては、相談員が関係機
関へ伴奏支援を行うなど ケースに応じた
対応を行った。

子育て広場・健診託児場所
等で生理用品の配布
(女性相談を広報)



南丹市 困難な問題を抱える女性への支援

◎南丹市女性相談を開設しています
専門の女性カウンセラーと一緒に悩みを
受け止め、整理するお手伝いをします。
[時間] 毎月第2・第4水曜日
14：00～15：00
[予約] ☎ 0771-68-0015
LINE予約

◎女性相談員を配置しています
[受付時間] 平日9：00～16：30
☎ 0771-68-0015(人権政策課)

◎生理用品を無償で配布しています
さまざまな事情で生理用品の準備が難しい
市民の方へ無償で生理用ナプキンをお渡し
しています。

チラシ・ポスター・カードを用い、
状況に応じて配布
(女性相談を広報)

ドメスティック・バイオレンス

DV

「夫婦や恋人などの親しいパートナー間で行われる暴力」
のことであり、心身を傷つけ人権を著しく侵害する法に許されない行為です。

11月12日から25日は
「配偶者等からの暴力を
なくす啓発期間」
です。

デートDVとは、

DVのうち、カップルは贈り物を拒否するまで、
デートDVは、大人の恋人同士だけでなく中学生、高校生、
大学生同士の間でも起っています。
「贈りたくない、相手や自分の思い通りに
なるのが面倒」として、コントロール
しようと来る期間や贈り物を拒否する
相手の気持ちや態度も尊重する関係を
築くことが大切です。



身体的暴力

殴る、蹴るといった身体に直接触れる行為だけでなく、
相手の体の近くで大声を出す、
髪を引っかけるなど、相手に直接
触れていない顔面を暴行で
傷めさせる行為があります。



性的暴力

願っていないのに性的行為を強要する、
性的な写真を送ることを強要する、
最終に望まないといった性的自由を
奪う行為です。また、ごまかさない
ことを責められることがあります。



精神的暴力

心無い言葉や態度によって相手の心を
傷つける暴力。具体的に、
人格を否定する暴言、嫉妬、監視、
行動制限、脅し、入前での面談などが
挙げられます。



経済的暴力

家族の自由を奪い、経済的に困窮させる行為で、
子どもや高齢者の一種でもあります。具体的に、
生活費を渡さない、借金をする、無理に
働かせる、お金の受け渡しをしない等が
挙げられます。



社会的暴力

外見や内面や態度によって相手の心を
傷つける行為。社会的に
認知させる行為で、周囲の
加害者への依存を強めます。
具体的には、家族、友人との交流や
外出を制限する場が挙げられます。



では、次のどの行為がDVに当たるのでしょうか？
他人の前で身体的特徴や性的嗜好を指摘する。 髪を引っかける。 大切な物を壊した。
殴る、蹴る、物を投げる、指を刺す。 大切な物を壊した。
生活費を制限し、お小遣いを渡さない。 仕事を学校に行かさない。
耳元で感嘆した。 中絶を強要する。
メールやSNS等の内容を確認する。 「寝てやっていると顔面を殴った。

すべてDVに
当てはまります！

暴力はいかなる理由があっても許されません。
「ごめってDV?」と思ったら、ひとりで抱え込まずに相談してください。

南丹市人権政策課 TEL:0771-68-0015 女性相談員が必死にお聞きします

南丹市様々な課題・困難を抱える女性への支援事業（連携イメージ）

